

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

佐倉市スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する条例の制定

2 背景

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)の制定や創業・起業の機運の高まりに伴い、情報通信技術を活用した多様な働き方を推進するとともに、新事業の創出並びに起業者の育成及び支援を促進することが求められています。

このことを受け、市民生活における仕事と生活の調和、新たな雇用の創出等を図るため、佐倉市スマートオフィスプレイス(以下「スマートオフィスプレイス」という。)を設置することとし、当該施設の設置及び管理に関する事項を定める条例を制定する必要があります。

3 対応方針

(1) スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する事項について、以下のとおりとします。

①位置

佐倉市ユーカリが丘四丁目1番1号

②業務

- ・ 情報通信技術を活用した多様な働き方を推進するための施設の提供に関すること。
- ・ 新事業の創出並びに起業者の育成及び支援を促進するための施設の提供に関すること。
- ・ その他市長が認める業務

③管理

設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理を行わせるものとする。

④開所時間

午前8時30分から午後8時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができる。

⑤休所日

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得

て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

⑥使用の許可

スマートオフィスプレースの施設又は設備を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

⑦利用料金

使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金を支払わなければならない。

⑧その他使用の許可の取消し、特別の設備の設置の許可、利用料金の減免等、スマートオフィスプレースの管理について必要な事項を定めます。

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとし、平成32年3月31日までの間は、市による管理を行うこととします。

4 政策内容

スマートオフィスプレースを設置することにより、市民生活における仕事と生活の調和、新たな雇用の創出等が見込まれます。